

## 総務常任委員会報告書（閉会中の継続審査）

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第127号	議員定数及び議員報酬並びに職員給与等の3つのカット実現条例の制定について	否決 (賛成少数)	10月26日

### 審査の状況

① 平成24年10月9日（議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠  
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

② 平成24年10月15日（議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠  
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成24年10月26日（議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠  
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成24年11月7日（委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 藤本 誠 山本 敬子  
・欠席委員 寺本 早苗 (◎は委員長、○は副委員長)

## 総務常任委員会報告書（閉会中の継続審査）

### 議案番号及び議案名

議案第127号 議員定数及び議員報酬並びに職員給与等の3つのカット実現条例の制定について

### 議案の概要

地方自治法第74条第1項の規定により、平成24年10月1日に条例の制定の請求を市長が受理したので、同条第3項の規定により議会に付議されたもの。

請求の要旨は、議会改革の一環として宝塚市議会の議員定数及び議員報酬の削減を行い、行財政改革の一環として宝塚市職員の人件費削減を行うため、次の6つの条例のそれぞれ一部を改正することを求めるもの。

- ・宝塚市議会議員定数条例
- ・宝塚市議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・宝塚市特別職の職員の給与に関する条例
- ・宝塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例
- ・宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例
- ・宝塚市一般職の職員の給与に関する条例

### 論点 1 条例制定（改廃）の妥当性について

#### <質疑の概要>

問1 地方公務員法第14条にうたわれている「情勢適応の原則」とは。

答1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が、社会一般の情勢に適応するよう求めるもの。

問2 市職員の勤務評定のボーナスへの反映は。

答2 勤勉手当の支給率が、S評価が0.695カ月、A評価が0.685カ月、B評価が0.675カ月、C評価が0.645カ月、D評価が0.625カ月。

問3 勤勉手当の差は、0.02カ月であれば数千円程度にしかない。民間のボーナスでは、137%から70%の幅で、相当差をつけて支給されている。現状の制度を妥当と考えるのか。

答3 人事評価の目的は、がんばったものが報われるということと、組織力を高めること。差をつけすぎると、職員のやる気を阻害する側面がある。

問4 現在のボーナス支給のあり方は民間の現状とかけ離れており、「情勢適応の原則」と合致しないのでは。

答4 給与決定に関しては、地方公務員法第24条第3項にうたわれる「均衡の原則」に基づき運用している。

問 5 給与決定では、国との均衡を意識されているが、国では支給されていない手当も本市にはあるのではないか。

答 5 持ち家の職員に対する住居手当については、国では支給されないが、本市では月額 5,300 円を支給している。また、自家用車利用者の通勤手当の上限額が、国より高くなっている。段階的に削減する方針であり、労働組合と交渉している。

問 6 人事院勧告制度に対する捉え方も変わってきている。人事院勧告には法的拘束力がないという判決も出ていると聞くがどうか。

答 6 人事院勧告制度は、労働三権が制約されていることに対する代替措置であり、守らなければ憲法違反になるという考えである。

問 7 地域手当は市ごとに率が異なっており本市は 12%。地域の民間給与に準拠するためには、市ごとの民間給与水準の把握が必要と考えるがどうか。

答 7 大阪市の調査研究報告でも、民間給与水準について単独での調査拡大は困難と書かれている。人事院では事業者への訪問調査を行っており、かなりの人的配置が必要。本市だけの調査は不可能と考えている。

問 8 官民の給与較差はある。人事院勧告制度は完璧ではない。消費税増税が決定しており、市民には痛みが伴う。それにどう応えるのか。

答 8 民間の厳しい状況については認識している。課題を受け止め、引き続き改革に取り組んでいく。

問 9 今年行われた国の給与カットについて、どう受け止めるか。

答 9 国の給与カットは、今回初めて実施されたもの。本市では、平成 8 年度から、給与、定員の適正化に、継続して取り組んできた。職員の処遇見直しについては積み重ねてきている。今回は、国の措置に沿って対応する考えはない。

問 10 本市での財政見通しは 5 年先までしか作成されていない。少子高齢化の進展や、莫大になると予想される公共施設の更新費用の問題等、不安材料は多い。10 年先までの財政見通しは、なぜ作成できないのか。給与水準を考えるうえで大事だと考える。説明責任を果たしているのか。

答 10 税制や施策の変動等による影響が大きく、10 年先までの財政見通しを立てることは困難である。

問 11 長期的な見通しを示すことで市政への信頼が高まるのではないか。

答 11 変動要素が大きく、正確性の点で困難を伴う。10 年先の財政見通しを出して

いる市もあるが、参考程度につくられているというのが実態。客観的なデータに基づいて説明できないと問題であると考え、5年間の限界と判断している。

問 1 2 請求代表者の職業が、太誠会直接請求プロジェクトリーダーとなっているが、議会会派としての太誠会の職員として、今回の署名集めに政務調査費が使われていることはないのか。また、政治団体としての太誠会の職員であるなら政治資金収支報告で確認が必要だが、もし雇用していないとなると、今回の職業欄の記載は虚偽になるのではないのか。

答 1 2 政務調査費については、届けは出ていない。

職業欄にこのような記載をすることには疑義もあり、県選管にも確認したが、職業欄の表記によって請求を拒否することはできず、調査する権限もないとのことであった。ご本人にもその旨を申し上げたうえ、請求を受理した。

問 1 3 昭和 26 年に出された行政実例では、直接請求の署名集めは、郵便を介してはならないとされている。今回は、募集チラシがポスティングされていたと聞かすが、問題はないのか。

答 1 3 県選管に確認をしたが、今回のケースは、代表者から委任を受けて署名を集める受任者を募集するものであり、その行政実例には該当しないという見解であった。

問 1 4 チラシ自体が署名簿になっている。受任者を通じて集められたのかどうか分からない。違法性の強い手段で集められたという感じを持っている。無効の署名数はどれくらいあったのか。

答 1 4 有効署名が 10,592 名、無効が 607 名。理由としては、選挙権を有しないもの、重複署名されたものが多かった。

問 1 5 政治団体が行った署名集めが、選挙運動等に使われることはないのか。

答 1 5 目的以外には利用してはならないことになっている。

問 1 6 請求代表者の意見陳述では、日本国憲法第 15 条で、市長、市議会議員、市職員は「全体の奉仕者」とであると強調されていたが、この条文は、「奉仕者」とであるという点に重きを置くのではなく、その全文の意は、「一部」ではなく「全体の奉仕者である」という点にあると考えるが、法律的な解釈はどうか。

答 1 6 全文をもって解釈するのが適当と理解している。

問 1 7 今回の議案は、一般職員の給与を 20%削減しようとするものだが、このような大幅削減は、労働者に対する生活と将来設計の破壊という意味合いがある。

労働基準法では、減給の制裁をする場合について、制限を設けているのではないかと。

答 17 労働基準法では、減給の制裁をする場合の限度を、最大で10分の1と規定している。

問 18 阪神間で比較して本市の初任給が低いと、能力の高い人が応募してくれないのではないかと。また、転職する職員も出てくるのではないかと。職員のモチベーションが低下する心配はないかと。

答 18 個人の判断については分かりかねるが、給料が判断要素のひとつにはなると思われる。市の業務の多くの部分が、マンパワーによって行われているため、一定の処遇を確保することでモチベーションを保つ必要があると考える。

問 19 今回の提案は、病院職員にも影響が出るのではないかと。

答 19 今回の提案では、医療職給料表が適用されている医師、歯科医師、看護師は給与削減対象から除外されている。しかし、検査技師、薬剤師等は行政職給料表が適用されているため、病院内で、給与削減の扱いについて差異が生じる。

#### 自由討議

議員A 働くということはお金だけではない。組織への帰属欲求、承認欲求、自己実現欲求などを、人は求めている。市職員には、奉仕者としての精神、愛郷心を持った人がなってもらいたい。がんばれば報われる組織であれば、今回提案の給与削減はマイナスにはならない。

議員B お金がすべてではないが、仕事を選択するときの判断に影響を与えることは事実だ。

議員C 公務員という枠の中で考えれば、給与条件のいい方を選ぶのではないかと。

議員D 労働基準法では、ペナルティーを与える場合でも給料の1割カットが限界。今回の提案では2割削減となっているが、問題はないのか。

議員A 100から90、90から80と、段階的に削減するのでクリアできる。

議員E 職員給与の削減を訴えるなら、太誠会がまず範を示して、供託や自主カットをすべき。議会内で過半数を得る努力をされているのかも疑問。

議員A 公務員は身分保障も手厚く、ワークライフバランスの点からも有利。これからの苦しい時代に向けて、議員も含め、身を切るべき。

議員B 人事院勧告制度は、団結権、争議権の代替措置。それがだめなら、本来の権利を保障すべき。また、地域の労働者の目安になっている公務員給与を下げることで、際限ない賃下げ競争となるおそれがある。

議員D 過去には、民間より公務員給与が低い時代もあった。公務員給与の変化は緩やかであり、タイムラグがある。このような歴史的な経緯も考えるべきでは。

議員 B 消費税増税の責任を市職員の負わせるような議論は、いかがなものか。

### 修正案

本条例による改正対象となっている条例の内のひとつについて、条文中、その条例名称に字句誤りがあるため、次のとおり正しい条例名称に修正しようというもの。

第 6 条中「宝塚市市上下水道事業管理者の給与に関する条例」を「宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例」に改める。

### 討 論

(反対)

討論 1 第 1 条から第 6 条までの内容は、すでに太誠会から議員提出議案で提案され結論が出た内容である。否決されることが適当と考える。また、署名集めの方法についても違法と思われるものもあり、否決されるべきと考える。

討論 2 今回の直接請求のやり方には疑義を感じた。議会の必要性という点では、議会イコール市民であり、議会は市民の声を伝えるためにある。大阪市のような大都市との比較で議員定数を決めるべきではない。

討論 3 議員報酬については、太誠会は 6 月定例会で 5%削減案に賛成し、決着をつけたはずである。議員定数については、議会内で検討のため特別委員会設置を提案する。

討論 4 自治体議会の役割は、多様な市民の声を市政に反映させることにある。定数削減によって少数意見が通らなくなってしまう。また、議会は審議を通じて政策形成に関わるが、最適な委員会の人数は 9 人程度と言われており、安易に定数を削減することには反対。

(賛成)

討論 5 今回の議案は 1 万人の署名に基づくものであり、議案の性質が違う。署名集めに関しても、違法性はない。色々な価値観があるのは分かるが、議員定数が 26 人から 20 人になっても、議会の機能を損なうものではない。また、職員に給与削減を求める以上、市長や議員はそれより重い削減をやるべきである。

審査結果 修正案 可決 (全員一致)  
修正部分を除く原案 否決 (賛成少数)

## 平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第144号	平成24年度宝塚市一般会計補正予算 (第6号)	可決 (全員一致)	11月28日
議案第145号	平成24年度宝塚市特別会計国民健康保 険事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第146号	平成24年度宝塚市特別会計国民健康保 険診療施設費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第147号	平成24年度宝塚市特別会計農業共済事 業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第148号	平成24年度宝塚市特別会計介護保険事 業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第149号	平成24年度宝塚市特別会計後期高齢者 医療事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第150号	平成24年度宝塚市特別会計平井財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第151号	平成24年度宝塚市特別会計山本財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第152号	平成24年度宝塚市特別会計中筋財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第153号	平成24年度宝塚市特別会計中山寺財産 区補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第154号	平成24年度宝塚市特別会計米谷財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第155号	平成24年度宝塚市特別会計川面財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第156号	平成24年度宝塚市特別会計小浜財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第157号	平成24年度宝塚市特別会計鹿塩財産区 補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第160号	宝塚市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第17号	藤本誠議員の痴漢等の暴力行為に対 する謝罪と議員辞職を求める請願	採択 (全員一致)	

## 審査の状況

① 平成24年11月19日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠  
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

② 平成24年11月28日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠  
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成24年12月17日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明  
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠  
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

## 平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

### 議案番号及び議案名

議案第144号 平成24年度宝塚市一般会計補正予算（第6号）

### 議案の概要

平成24年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ13億1,100万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ687億7,611万6千円とするもの。

歳出予算の主なものは、時間外勤務手当などの人件費、人事管理事業のアルバイト賃金、基金管理事業の財政調整基金積立金、地域福祉推進事業、障害者（児）医療費助成事業、自立支援事業、地域生活支援事業、後期高齢者医療広域連合事業、乳幼児等医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、私立保育所助成金、私立保育所保育実施事業、生活保護事業、園芸振興事業の美しい村づくり資金利子補給金、基金管理事業の公共施設等整備保全基金積立金をそれぞれ増額する一方、県施行都市計画道路等整備負担金事業を減額するとともに、執行額の確定に伴う執行残等を減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金を、県支出金では自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、自立支援臨時特例交付金事業費補助金、地域支え合い体制づくり事業補助金、保育所等整備事業費補助金を、繰越金では前年度からの繰越金を、諸収入では派遣職員人件費徴収金を、市債では臨時財政対策債をそれぞれ増額する一方、国庫支出金では社会資本整備総合交付金、消防防災施設等整備費補助金を、繰入金では財政調整基金とりくずし、子ども未来基金とりくずしを、市債では市営住宅整備事業債、スポーツ施設等整備事業債をそれぞれ減額しようとするもの。

### 論 点 1 補正予算の妥当性

#### <質疑の概要>

問1 人件費縮減のため、時間外勤務について、事前の命令時間と事後の報告時間とでズレが発生していないか人事課で把握をしているのか。

答1 一般的には当然起こりうることと思うので、人事課としては調査の必要性まで感じていない。適正な時間外勤務であったかは、所属長が報告の段階で見極めるべきものであると考える。

問2 東日本大震災の影響で宝塚市に避難されている方に対して、避難元の選挙情報の提供について、特段の配慮をしているのか。

答2 選挙が近づいてきたら、情報提供等の配慮をしていきたい。

問3 共同利用施設の耐震化について、今回は中山寺会館だけが補正予算に上がっているが、IS値の低さでは他の会館もそんなに差がなく、利用率では逆に光明会

館や鹿塩会館の方が高い。財政的な観点と安全性を守る計画との整合性はとれているのか。

答3 できるだけたくさんの施設の耐震化工事をやっていきたいと考えているが、財源の確保の観点から、あえて優先順位をつけ苦渋の判断とした。

問4 生活保護事業について、生活扶助費や住宅扶助費の補正予算が上がっている中で、教育扶助費がマイナスの補正予算となっているのはなぜか。

答4 今年度の受給者の状況から、高校進学が当初予算の想定ほど見込めないことから減額するもの。

問5 アルバイト賃金について、総務費の賃金として市長部局分を一括して計上するのではなく、課や事業ごとに管理できるようにすべきだと考えるが。

答5 教育委員会、保育所に関しては、平成23年度より担当課予算で計上するよう整備をした。費目を頻繁に変更すると実態が非常に把握しにくくなるため、当分はこの形で実施していこうと考えている。

問6 東日本大震災の被災地への、本市職員の派遣状況は。

答6 南三陸町に事務職1名、土木職1名、女川町に建築職1名、土木職1名、大槌町に土木職1名の計5名を派遣。復興事業の権利者調整や区画整理事業に従事している。

問7 被災地に派遣している宝塚市職員の人件費や住居費等は、派遣先の自治体が負担しているのか。

答7 派遣先と派遣元で協定を結び、人件費に関しては派遣先の自治体が負担。ただし、その全額が国から補助される。住居費に関しても同様に派遣先の自治体が負担しているが、光熱費は本人負担となっている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議案第145号 平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）

議案第146号 平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）

議案第149号 平成24年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）

**議案の概要**

（議案第145号）

平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4,886万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ239億3,489万6千円とするもの。

歳出予算の主なものは、一般被保険者療養給付事業、一般被保険者高額療養費事業をそれぞれ増額する一方、人件費、退職被保険者等療養給付事業、退職被保険者等高額療養費事業をそれぞれ減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、療養給付費等負担金、普通調整交付金、財政調整交付金をそれぞれ増額する一方、療養給付費等交付金、職員給与費等繰入金をそれぞれ減額しようとするもの。

（議案第146号）

平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ69万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,279万円とするもの。

歳出予算は、人件費を増額しようとするもの。

歳入予算は、一般会計からの繰入金を増額しようとするもの。

（議案第149号）

平成24年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,564万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,254万円とするもの。

歳出予算は、人件費、後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ増額しようとするもの。

歳入予算は、職員給与費等繰入金、前年度からの繰越金をそれぞれ増額しようとするもの。

**論 点 1 補正予算の妥当性**

**<質疑の概要>**

問1 出産一時金が今年度は昨年度を上回ると予測され補正予算が計上されているが、当初の段階で予測はできなかったのか。

答 1	出産の見込みについては立てにくい。昨年度の実績と同程度と見込んで、当初予算を計上していた。	
問 2	国民健康保険事業への一般会計投入についての見解は。	
答 2	赤字が続いており、国民健康保険事業の経営は苦しい。色々なご意見がある中、慎重に検討したい。	
問 3	国に対して改善要望を続けているが、国の対応はどうか。	
答 3	税と社会保障の一体改革など、国においても色々な議論がなされているが決定には至っていない。本市の保険制度が破綻しないよう、国には引き続き要望していく。	
問 4	今年度の国民健康保険税の増額に伴い、保険税の収納率はどうか。	
答 4	昨年の同月期に比べて、0. 1 1 5 ポイント上がっている。	
自由討議	なし	
討 論	なし	
審査結果	議案第 1 4 5 号	可決 (全員一致)
	議案第 1 4 6 号	可決 (全員一致)
	議案第 1 4 9 号	可決 (全員一致)

平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第147号 平成24年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成24年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ105万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,725万円とするもの。</p> <p>歳出予算は、人件費を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、一般会計からの繰入金を減額しようとするもの。</p>	
<b>論 点 1 補正予算の妥当性</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第148号 平成24年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	
<b>議案の概要</b>	
<p>平成24年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,076万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億9,654万3千円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、高額介護サービス等給付事業を増額する一方、人件費を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、介護給付費国庫負担金、介護給付費県負担金、介護給付費交付金、介護給付費準備基金とりくずしをそれぞれ増額する一方、職員給与費等繰入金を減額しようとするもの。</p>	
<b>論 点 1 補正予算の妥当性</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

- 議案第150号 平成24年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第1号）
- 議案第151号 平成24年度宝塚市特別会計山本財産区補正予算（第1号）
- 議案第152号 平成24年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算（第1号）
- 議案第153号 平成24年度宝塚市特別会計中山寺財産区補正予算（第1号）
- 議案第154号 平成24年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号）
- 議案第155号 平成24年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算（第1号）
- 議案第156号 平成24年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算（第1号）
- 議案第157号 平成24年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補正予算（第1号）

**議案の概要**

（議案第150号）

平成24年度宝塚市特別会計平井財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,040万4千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億251万4千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金、ため池改修事業補助金をそれぞれ増額する一方、区有金繰入金を減額しようとするもの。

（議案第151号）

平成24年度宝塚市特別会計山本財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ20万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ597万4千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第152号）

平成24年度宝塚市特別会計中筋財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ20万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ86万6千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第153号）

平成24年度宝塚市特別会計中山寺財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ83万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ488万8千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

（議案第154号）

平成24年度宝塚市特別会計米谷財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ48万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,827万1千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

(議案第155号)

平成24年度宝塚市特別会計川面財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ39万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ482万1千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

(議案第156号)

平成24年度宝塚市特別会計小浜財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ41万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ504万7千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

(議案第157号)

平成24年度宝塚市特別会計鹿塩財産区の歳入歳出予算の総額に、それぞれ20万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ108万2千円とするもの。

歳出予算は、予備費を増額しようとするもの。

歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。

#### 論 点 1 補正予算の妥当性

##### <質疑の概要>

問1 今回の補正予算で、平井財産区では平井農会管理費に県補助金が出ているが、このような県補助金は平井財産区だけか。

答1 平井財産区で計画しているため池改修事業が県の補助対象となったため、補正予算を計上するもの。

問2 市内にある11の財産区のうち、管理会を置いているのが9つあるが、残りの2つに管理会がない理由は。

答2 2つは安倉と小林。いずれも管理する区有金が存在していない。

問3 米谷財産区には東地区と西地区があるが、平成16年度以降、東地区の予算が凍結されている理由は。

答3 東地区に関しては、平成16年から平成17年にかけて、宝塚市を被告として、違法な公金の支出を理由に4つの裁判が提起された。地裁、高裁とも市が勝訴し、判決が確定しているが、裁判中は東地区への支出金を凍結。判決確定後も、東地区の委員が選出されない状況があり、管理会の機能が東地区に関しては働かない状況であったので、補助金の支出を控えていた。

自由討議 なし

討 論 なし

<b>審查結果</b>	議案第150号	可決 (全員一致)
	議案第151号	可決 (全員一致)
	議案第152号	可決 (全員一致)
	議案第153号	可決 (全員一致)
	議案第154号	可決 (全員一致)
	議案第155号	可決 (全員一致)
	議案第156号	可決 (全員一致)
	議案第157号	可決 (全員一致)

平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第160号 宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
平成24年5月18日に提出された行政委員会委員報酬調査専門委員からの報告書を受けて、年間の勤務日数の少ない選挙管理委員会委員の報酬を月額支給から日額支給に改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点 1 職務と報酬のあり方</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	今回、報酬を日額制に見直すことで、委員の活動に制約が生まれないのか。
答1	見直しについては、委員から、今の時代、実績主義で日額制にすることで市民への透明性を高めていくことは当然だとの声があった。今後、活動も積極的にしていこうという意見をいただいている。
問2	今回の選挙管理委員分の見直しも含めた、行政委員会全体の委員報酬のあり方について、5月に出された行政委員会委員報酬に関する報告書の提言内容を踏まえて、専門性の議論はしているのか。
答2	専門性の議論は報告書の第二段階として記載されたもの。今回は、報告書の第一段階として、まず速やかに対応を行うべき事項を検証し見直しを行った。
問3	選挙管理委員は日額報酬に改めるが、選挙管理委員長は月額報酬のままにしている理由は。
答3	委員長は、委員と職責が異なり、出務日数も多いため。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

請願第17号 藤本誠議員の痴漢等の暴力行為に対する謝罪と議員辞職を求める請願

**議案の概要**

<請願の項目>

- 1 藤本誠議員が速やかに被害者に対して謝罪等、誠意ある対応を行うよう勧告すること。
- 2 藤本誠議員に対する議員辞職勧告を決議すること。

**論 点 1 請願趣旨と請願項目の妥当性**

<質疑の概要>

問1 問責をするには、議員になってからの行為であるのか、また、議会内の行為であるのかが問題となる。今回の事件は平成20年9月のことであり、議員になる前のものであるが、議員になってからどのような行為をしているのか。

答1 議員になってからも、民事訴訟では冤罪を主張しており、被害者としては許せない思いであると聞いている。

問2 今回の請願は議員辞職を求めるものだが、法的にはどのように理解すればよいのか。

答2 議員が懲罰の対象となるのは、会議中の行為のみ。今回は、懲罰には該当せず、自主的な議員辞職を求めるもの。

問3 今回の事案は人権侵害とも言え、許しがたいと考えるが。

答3 辞職勧告という形しか求めることはできないが、被害者にとっては事件は終わっていない。心からの誠意ある謝罪を求めたい。

**自由討議**

議員A 議員になる前の行為ではあるが、民事訴訟で判決がくだった今の時点で、けじめがつけられるべきである。

議員B 人権がじゅうりんされた事案。議員としての品位が問われる。深刻な事件だと感じている。

議員C 被害者の苦しみは続いている。市民感覚からすれば許されない問題であり、重く受け止めている。

<p><b>討 論</b></p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論1 事案の内容がひどすぎる。辞職勧告決議は免れない。</p> <p>討論2 民事裁判でも敗訴している。司法が判断したという事実は大きい。係争中に議員となり裁判が続いていたが、冤罪を主張し誠意のない対応を続けてきた。けじめを求めたい。</p>
<p><b>そ の 他</b></p> <p>本請願の審査では、直接の利害関係がある藤本誠議員は除斥となっている。</p>
<p><b>審 査 結 果</b> 採択 (全員一致)</p>